

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市上下水道局では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図る<u>とともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市上下水道局では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図る<u>取組として、発注者指定型の週休2日工事を実施する。受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日」の取得を目指すものとする。</u></p>	<p><u>(改正)</u> 業界の完全週休2日の定着を目指し、受注者にも取組を促す内容に記載を修正する。</p>
/	<p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第2条 本要領における用語を次のとおり定義する。</p> <p>(1) 休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等も休工として取り扱う。</p> <p>(2) 祝日とは、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日をいう。</p> <p>(3) 休工率とは、対象期間日数に対する休工日数の割合をいう、休工日数を対象期間日数で除して求めるものとする。</p> <p>(4) 工事完成日とは、工事完成届提出日をいう。</p>	<p>本条新設</p> <p>以降の条文内の説明用語を省略するため、本条を新設する。</p>
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 豊田市上下水道局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和6年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(1) 公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事</p> <p>(2) 対象期間が1か月（約30日）未満の工事</p> <p>(3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事</p> <p>(4) 緊急の応急復旧工事</p> <p>(5) <u>工事期間全体のうち、対象外の期間が工事期間全体の大部分（約7割以上）を占める工事</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 豊田市上下水道局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和7年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(1) 公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事</p> <p>(2) <u>著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）</u></p> <p>(3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事</p> <p>(4) 緊急の応急復旧工事</p> <p>(5) <u>発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事</u></p>	<p><u>第2条新設による条数線下げ適用日の変更</u></p> <p>県の要領の表記に整合</p> <p><u>約7割以上の表記を止め、愛知県</u> <u>の表記とあわせる。</u></p>

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
	<p><u>(形式)</u> <u>第4条 週休2日の形式は、次のおりとする。また、達成状況の評価方法については、(別紙1-1)、(別紙1-2)及び(別紙1-3)によることとする。</u></p> <p><u>(1) 完全週休2日(別紙1-1)</u> <u>完全週休2日とは、対象期間(第5条)内において「土曜日」、「日曜日」、「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。</u> <u>ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合は、その前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 月単位の週休2日(別紙1-2)</u> <u>月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内の全ての月ごとにおいて休工率が28.5%(4週8休)以上であることをいう。</u></p> <p><u>(3) 通期の週休2日(別紙1-3)</u> <u>通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において休工率が28.5%(4週8休)以上であることをいう。</u></p>	<p><u>本条新設</u> <u>月単位及び通期の週休2日の区分の新設により、本条を追加。</u></p>
<p>-(週休2日の確保)- 第3条 週休2日制工事の実施工事は、第1号に掲げる対象期間において第2号に掲げる休工対象日に休工を実施する。なお、休工とは、現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。</p> <p>-(1) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までとする。ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。</p> <p>ア 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)</p> <p>イ 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間)</p>	<p><u>(対象期間)</u> <u>第5条 対象期間は、契約締結日の翌日(フレックス工期を適用する場合は工事の始期)から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。</u></p> <p><u>(1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)</u></p> <p><u>(2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間)</u></p> <p><u>(3) 夏季休暇(3日間)</u></p> <p><u>(4) 年末年始休暇(6日間)</u></p> <p><u>(5) 工場製作のみの期間</u></p> <p><u>(6) 工事事務等による不稼働期間</u></p> <p><u>(7) 他工事、他事業による不稼働期間(受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間)</u></p> <p><u>(8) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間</u></p>	<p><u>全面改正 条数繰下げもあり</u> <u>第2条、用語の定義の新設により</u> <u>全面改正</u></p>

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
<p>ウ 夏季休暇（3日間） エ 年末年始休暇（6日間） オ 工場製作のみの期間 カ 工事事故等による不稼働期間 キ 他工事、他事業による不稼働期間 ク 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間 ケ 工事全体を一時中止している期間 コ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）</p> <p>（2）休工対象日 「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間の全日数の28.5%（8/28）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。</p> <p>（3）休工日の設定 建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月単位で4週8休が達成できるよう努めるものとする。</p>	<p><u>（9）工事全体を一時中止している期間</u> <u>（10）発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）</u></p>	<p><u>第2号削除</u> <u>天候による休工の取扱いは、完全週休2日と休工率の設定で異なるため</u> <u>第3号削除</u> <u>月単位の週休2日の導入のため</u></p>
<p>（取組内容） 第4条 週休2日制工事の実施工事の実施取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員は、これを確認する。</p> <p>（2）受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。</p> <p>（3）発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。</p>	<p>（取組内容） 第6条 週休2日制工事の実施工事の実施取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）<u>対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。</u></p> <p>（2）<u>対象工事の受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。</u></p> <p>（3）<u>対象工事の受注者は、月単位の週休2日、又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。</u></p> <p>（4）発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。</p>	<p><u>第2条及び第4条新設による条数繰下げ（以降の条文同じ）</u> <u>第1号 施工計画書への計画表の記載を義務化</u></p> <p><u>第2号 実施結果（完全、月単位、通期の結果）に変更</u></p> <p><u>第3号新設 達成不可の場合の取扱いを追記</u></p> <p><u>第4号 第3号追加による号数繰下げ</u></p>

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
	<p>(5) 対象工事の受注者は、通期の週休2日が達席できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</p>	<p>第5号新設 達成不可の場合の取扱いを追記</p>
<p>(工事成績評価)</p> <p>第5条 週休2日制工事の実施工事については、第3条第1号に規定する対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合(以下、「週休2日取得率」という。)が、28.5%(8/28)以上の場合、工事成績評価において評価する。(別紙1参照)</p> <p>2 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。(別紙1参照)</p> <p>(1) 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。</p> <p>(2) 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</p> <p>3 工事成績評価は、工事成績評価表の「6.社会性等 I.地域への貢献等7.その他」において評価する(別紙2参照)。なお、週休2日取得率が28.5%(8/28)に満たない場合であっても工事成績の減点を行わない。</p>	<p>(工事成績評価)</p> <p>第7条 工事成績評価については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日工事 完全週休2日が達成された場合は、工事成績評価の総括監督員の評価項目「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」において評価する(別紙2-1参照)。</p> <p>(2) 月単位及び通期の週休2日工事 月単位及び通期での週休2日の達成の場合は、工事成績評価の評価の対象としない。</p> <p>2 提出された実施工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていななど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価の総括監督員の評価項目「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減点する。(別紙2-2参照)</p>	<p>全面改正 取組強化のため評価を厳しく改正</p> <p>第1号 完全週休2日は評価(業界の土日完全休工を目指す)</p> <p>第2号 月単位及び通期は評価対象外</p> <p>第2項新設 罰則の開始により、受注者に週休2日の取組をさらに促す</p>

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由																				
<p>(経費の補正) 第6条 週休2日制工事の取り組みを推進するため、週休2日制工事の実施工事については、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。</p> <p>-(1) 休工状況の適用区分 対象期間(第3条第1号)の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日)の割合(以下、「休工割合」という。)に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。(別紙1参照) ア 4週8休以上 休工割合が2.8、5%以上の場合 イ 4週7休以上4週8休未満 休工割合が2.5%以上2.8、5%未満の場合 ウ 4週6休以上4週7休未満 休工割合が2.1、4%以上2.5%未満の場合</p> <p>-(2) 休工割合の算出方法 休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする。(別紙1参照) ア 施工開始日が、火曜日から土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。 イ 施工完了日が、日曜日から木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</p> <p>-(3) 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。 また、市場単価の補正は、設計書の単価適用日が令和5年4月1日以降の工事を対象として、実施するものとする。 ア 4週8休以上(休工割合が2.8、5%以上の場合) 【労務費】 1.05</p>	<p>(経費の補正) 第8条 週休2日制工事の取組を推進するため、週休2日制工事の実施工事については、次により経費の補正を行う。</p> <p><u>(1) 発注者は、当初設計において、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。</u></p> <p><u>(2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。</u></p> <p><u>(3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務については、補正の対象としない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>補正係数表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">休工状況の適用区分</th> <th style="text-align: center;">月単位の週休2日 (4週8休以上) ※</th> <th style="text-align: center;">通期の週休2日 (4週8休以上)</th> <th style="text-align: center;">通期の週休2日 未満(補正なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">労務費</td> <td style="text-align: center;"><u>1.04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;"><u>1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">現場管理費率</td> <td style="text-align: center;"><u>1.05</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.00</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>※当初設計時適用補正係数</u></p> <p><u>(4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙3による。</u></p> <p><u>(5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は、別紙4による。</u></p> <p><u>(6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙5による。</u></p>	休工状況の適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上) ※	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 未満(補正なし)	労務費	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.00</u>	<p><u>全面改正</u></p> <p><u>第1号 発注時点の補正開始</u></p> <p><u>第2号 月単位未達成の場合の補正率を変更減する取扱新設</u></p> <p><u>第3号 補正対象外を新設</u></p> <p><u>補正係数の変更</u></p> <p><u>第4号新設</u></p> <p><u>第5号新設</u></p> <p><u>第6号新設</u></p>
休工状況の適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上) ※	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 未満(補正なし)																			
労務費	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>																			
機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>																			
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>																			
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.00</u>																			

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
<p> 【機械経費（賃料）】 1.04 【共通仮設費率】 1.04 【現場管理費率】 1.06 【市場単価】 補正対象及び補正係数は、別紙3による 【標準単価】 補正対象及び補正係数は、別紙4による イ 4週7休以上4週8休未満（休工割合が25%以上28.5%未満の場合） 【労務費】 1.03 【機械経費（賃料）】 1.03 【共通仮設費率】 1.03 【現場管理費率】 1.04 【市場単価】 補正対象及び補正係数は、別紙3による 【標準単価】 補正対象及び補正係数は、別紙4による ウ 4週6休以上4週7休未満（休工割合が21.4%以上25%未満の場合） 【労務費】 1.01 【機械経費（賃料）】 1.01 【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03 【市場単価】 補正対象及び補正係数は、別紙3による 【標準単価】 補正対象及び補正係数は、別紙4による （4）補正方法等 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。 </p>		
<p> （工事名） 第7条 本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。 </p>	<p> （工事名） 第9条 本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。 </p>	<p> 条数繰下げ </p>

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
<p>(特記仕様書)</p> <p>第8条 本要領を適用し発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>「第〇条 本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。週休2日制工事実施による経費の補正は、原則として最終設計変更時に行う。</p> <p>なお、週休2日制工事については、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領によるものとする。」</p>	<p>(特記仕様書)</p> <p>第10条 本要領を適用し発注する工事の特記仕様書の記載は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。</p> <p>ア 本要領の対象工事であるか否か</p> <p>イ 週休2日を実施しない工事の場合はその理由</p> <p>ウ 対象工事の場合で、第5条(10)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容</p> <p>(2) 発注者は、特記仕様書の本文に以下の文章を追記する。</p> <p>「第〇条 本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。なお、週休2日制工事については、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領によるものとする。」</p>	<p>条数繰下げ</p> <p>特記仕様書の様式変更を反映するもの</p> <p>追記の記載例を改正</p> <p>補正は当初から実施に変更</p>
<p>(対象工事への変更)</p> <p>第9条 第2条(5)の理由により週休2日制工事の対象外とした工事において、契約後に受注者が対象工事とすることを希望する場合、発注者が第2項により問題ないと判断した場合には、変更協議を行い、対象工事とすることができる。ただし、このことを理由とする工期延期は行わない。</p> <p>2 前項により発注者が問題ないと判断できる場合とは、第3条(1)における施工条件や地元条件、災害対応等の条件が緩和されたことを発注者が確認でき、対象工事とすることに支障が無い場合とする。</p>	<p>(対象工事への変更)</p> <p>第11条 第3条(5)の理由により週休2日制工事の対象外とした工事において、契約後に受注者が対象工事とすることを希望する場合、発注者が第2項により問題ないと判断した場合には、変更協議を行い、対象工事とすることができる。ただし、このことを理由とする工期延期は行わない。</p> <p>2 前項により発注者が問題ないと判断できる場合とは、第5条(10)における施工条件や地元条件、災害対応等の条件が緩和されたことを発注者が確認でき、対象工事とすることに支障が無い場合とする。</p>	<p>条数繰下げ、条数変更による</p> <p>条数変更による</p>

「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領」新旧対照表

旧	新	内容、理由
<p>附 則 この要領は令和4年4月1日から施行する。 なお、本要領の施行をもって、「豊田市上下水道局完全週休2日制工事 試行実施要領」は廃止する。</p> <p>附 則 この要領は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は令和4年4月1日から施行する。 なお、本要領の施行をもって、「豊田市上下水道局完全週休2日制工事 試行実施要領」は廃止する。</p> <p>附 則 この要領は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	